

平成 26 年版
マンガはじめてマンション管理士・管理業務主任者
【法改正のお知らせ】

(3635)

平成 26 年 8 月 26 日
株住宅新報社
出版・企画グループ
TEL. 03-6403-7806

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の本試験は、**平成 26 年 4 月 1 日**現在施行の法令等に基づいて出題され（両試験とも）、マンション管理士試験 **平成 26 年 11 月 30 日（日）**、管理業務主任者試験 **平成 26 年 12 月 7 日（日）**に実施されます。

| ページ・位置 | 変更点 |
|-----------------|---|
| P317 上 11 行目に挿入 | 納税義務が免除されます（ただし、前年度の前半 6 カ月間の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合は免除されない）。つまり、消費税の |